

## 議案第 95号

### 損害賠償に係る調停及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する飼い犬死亡事故による損害賠償について調停に応じ、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 調停の申立人

東伯郡湯梨浜町内 個人

#### 2 調停の要旨

- (1) 県は、調停の申立人（以下「申立人」という。）に対し、申立人が倉吉簡易裁判所に申し立てた調停事件に係る解決金として、損害賠償金 117,115 円の支払義務があることを認めること。
- (2) 県は、申立人に対し(1)の解決金を、次回調停期日において定められる日までに、申立人名義の銀行預金口座に振り込むことにより支払うこと。
- (3) 申立人及び県は、(1)の調停事件に関し、(1) (2) 及び(4) に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認すること。
- (4) 調停費用は、申立人及び県各自の負担とすること。

### 3 調停事件の概要

(1) 調停事件の発生年月日

平成17年12月1日

(2) 調停事件の発生場所

東伯郡湯梨浜町大字久見地内

(3) 調停事件の内容

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、野犬捕獲のため町道脇に毒餌を置いたことにより、申立人が所有する犬が食べ、死亡させたものである。